

トップスポーツクラブバナー制作・設置等業務委託仕様書

1 目的

地域に密着したトップスポーツクラブの活動を支援し、市民の一体感の醸成や本市のイメージアップなど、スポーツの力によるまちづくりを推進することを目的に、本市に拠点を置くトップスポーツクラブのシーズンに合わせて、大型バナーを中心市街地に掲出する。

2 委託業務内容

(1) 制作業務

大型バナー2枚（H3,000mm×W6,000mm）のデザインおよび制作業務を行う。

制作については、本市が提供するロゴデータ等を活用し、本市および各トップスポーツクラブと協議の上、制作し、本市が指定する場所に納品する。

(2) 設置、撤去および点検業務

上述の2(1)で新たに作成する大型バナー2枚の設置、撤去および点検業務を行う。

設置区分	設置箇所	設置数
大型バナー	秋田駅前大屋根下	2

※設置状況を定期的に確認することに加え、本市から指示があった際は速やかに状況を確認し、補修等の迅速な対応をすること。

※秋田駅西口活性化事業協同組合への使用申し込みおよびバナー掲載料の支払業務を含む。

(3) 旧バナーの廃棄

大型バナー2枚の廃棄を行う。

3 設置について

秋田駅前大屋根下の柱（2か所）にワイヤー等で固定し、風等に飛ばされないよう安全に設置すること。

4 設置期間

設置期間は原則として以下の期間内とし、設置日および撤去日については本市と協議の上、決定するものとする。

令和8年9月30日（水）から令和8年11月30日（月）まで

5 損害・事故責任

本業務の履行に際し、受注者の瑕疵により設置物の破損、紛失、第三者への事故等が発生した場合は、すべて受注者の責任とし、発注者はいかなる責任も負わないものとする。

また、設置物等の火災、盗難、破損、いたずら等による事故については、発注者の責めに帰すべき事由によるものでないとき、発注者は責任を負わないものとする。

6 その他

- (1) 設置および撤去については、誘導員を配置し、通行車両の安全を確保すること。
- (2) 土地所有者等から指示等があった場合は、それに従うこと。
- (3) 本業務委託には、道路使用許可等の各種申請手続きの代行を含むものとする。
- (4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）で規定する新型インフルエンザ等の感染が拡大するなど、不測の事態によりトップスポーツクラブのシーズン開幕時期に変更が生じた際は、業務内容を変更することがある。その場合は、本市と協議の上、決定する。
- (5) 本仕様書で定めること以外の必要な事項については、本市と協議の上、決定する。